

議第84号

富士市印鑑条例及び富士市手数料条例の一部を改正する条例制定について

富士市印鑑条例及び富士市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年9月11日提出

富士市長 小長井 義 正

富士市印鑑条例及び富士市手数料条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日  
（ 条 例 第 号 ）

（富士市印鑑条例の一部改正）

**第1条** 富士市印鑑条例（昭和50年富士市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「個人番号カード」の次に「（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備をいい、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）」を加える。

（富士市手数料条例の一部改正）

**第2条** 富士市手数料条例（平成12年富士市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「をいう」を「をいい、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。以下同じ。）又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備をいい、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る）」に改め、同項第11号、第14号及び第16号中「個人番号カード」の次に「又は移動端末設備」を加える。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

議第85号

富士市企業版ふるさと納税基金条例制定について

富士市企業版ふるさと納税基金条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年9月11日提出

富士市長 小長井 義 正

富士市企業版ふるさと納税基金条例

（令和 年 月 日）  
（条 例 第 号）

（設置）

第1条 地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業の経費の財源に充てるため、富士市企業版ふるさと納税基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金は、一般財源、寄附金その他の収入をもって積み立て、その額は、予算の定めるところによる。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第6条 基金は、その設置の目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第86号

富士市勤労者総合福祉センター条例を廃止する条例制定について

富士市勤労者総合福祉センター条例を廃止する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年9月11日提出

富士市長 小長井 義 正

富士市勤労者総合福祉センター条例を廃止する条例

（令和 年 月 日）  
（条例第 号）

富士市勤労者総合福祉センター条例（平成2年富士市条例第17号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議第87号

富士市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定について

富士市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年9月11日提出

富士市長 小長井 義 正

富士市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

（令和 年 月 日）  
（ 条 例 第 号）

富士市病院事業使用料及び手数料条例（昭和59年富士市条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

胎児染色体検査料	1件につき	22,000円	
----------	-------	---------	--

を

」

「

母体血胎 児染色体 検査料	事前カウンセリ ング 検査	1件につき	12,100円	
		1件につき	66,550円	

に改め

」

る。

附 則

この条例は、令和5年11月1日から施行する。



議第 88 号

富士市火災予防条例の一部を改正する条例制定について

富士市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 5 年 9 月 11 日提出

富士市長 小長井 義 正

富士市火災予防条例の一部を改正する条例

( 令和 年 月 日 )  
( 条 例 第 号 )

富士市火災予防条例（昭和41年富士市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第3号の2中「キュービクル式のものにあつては、」を削る。

第11条の2第1項第4号中「雨水等」を「その筐体は、雨水等」に改める。

第13条第1項を次のように改める。

蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

第13条第3項を次のように改める。

- 3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第13条第4項中「第2項並びに本条第1項」を「第11条の2第1項第4号」に改める。

第44条第1項第13号中「蓄電池設備」の次に「（蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。）」を加える。

別表第3ちゆう房設備気体燃料の項の次に次のように加える。

固 体 燃 料	不 燃 以 外	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	100	50	50	50	
	不 燃	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	80	30	—	30	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の富士市火災予防条例（以下「新条例」という。）第13条第1項に規定する蓄電池設備（附則第4項に掲げるものを除く。）（以下この項において「燃料電池発電設備等」という。）又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第11条第1項第3号の2（新条例第8条の3第1項及び第3項、第11条第3項、第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものについては、当該規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備（次項に掲げるものを除く。）のうち、同項の規定に適合しないものについては、当該規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

## 議第89号

工事請負契約の締結に関し議決を求めることについて  
(富士総合運動公園野球場スコアボード等改修事業)

富士総合運動公園野球場スコアボード等改修事業につき、次のとおり工事請負契約を締結したいので、富士市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和41年富士市条例第16号)第2条の規定により議決を求める。

令和5年9月11日提出

富士市長 小長井 義正

### 記

- 1 工 事 名 富士総合運動公園野球場スコアボード等改修事業
- 2 工 事 場 所 富士市中野671番地
- 3 契約の内容
  - (1) 契 約 金 額 308,000,000円
  - (2) 契約の履行期限 令和6年6月14日
  - (3) 工事等の概要  
スコアボード及びバックスクリーンの改修に係る設計及び施工  
サブスコアボードの新設に係る設計及び施工
- 4 契約の相手方  
東京都江東区福住二丁目4番3号  
セイコータイムクリエーション株式会社

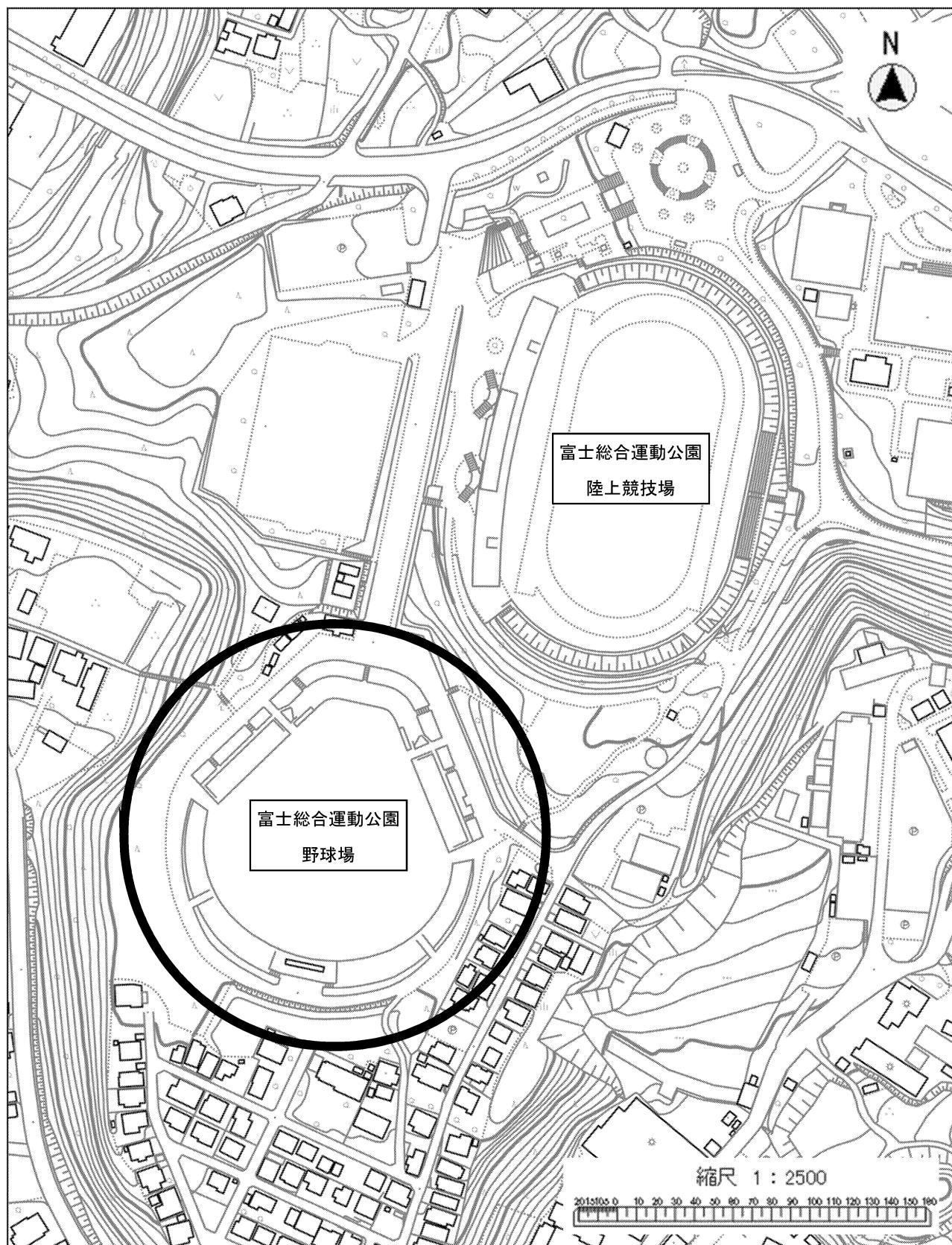
代表取締役社長 瀧 沢 観

5 契約の方法

随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による。）

# 富士総合運動公園野球場スコアボード等改修事業

## 位置図



## 議第90号

業務委託契約の締結に関し議決を求めることについて

(富士市立高等学校E S C O事業業務委託)

富士市立高等学校E S C O事業業務委託につき、次のとおり委託契約を締結したいので、富士市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和41年富士市条例第16号）第2条の規定により議決を求める。

令和5年9月11日提出

富士市長 小長井 義 正

### 記

- 1 委 託 名 富士市立高等学校E S C O事業業務委託
- 2 履 行 場 所 富士市比奈1654番地、2770番地及び2780番地
- 3 契 約 の 内 容
  - (1) 契 約 金 額 456,082,000円
  - (2) 契 約 の 履 行 期 限 令和17年1月31日
  - (3) 委 託 業 務 の 内 容
    - 空調設備更新及び設置業務
    - 空調設備点検及び清掃業務
    - 校舎棟26室（更新24室、設置2室）
    - 屋上防水改修業務
    - 校舎棟屋上（ベランダを含む。）
    - 照明器具LED化業務
    - 校舎棟、特別教室棟、生活館、運動場、重層屋内運動場、駐輪場及び部室、プール、弓道場、第二グラウンド、屋内練習場並びに野球部寄宿舍

省エネルギー効果の検証及び保証業務

4 契約の相手方

東京都品川区大崎一丁目6番4号

日本ファシリティ・ソリューション株式会社

代表取締役社長 成 願 靖 朗

富士市今泉3301番地の7

株式会社遠藤管工設備

代表取締役 吉 田 千 尋

静岡市駿河区八幡一丁目5番38号

静岡ガス株式会社

常務執行役員 営業本部長 内 藤 貴 康

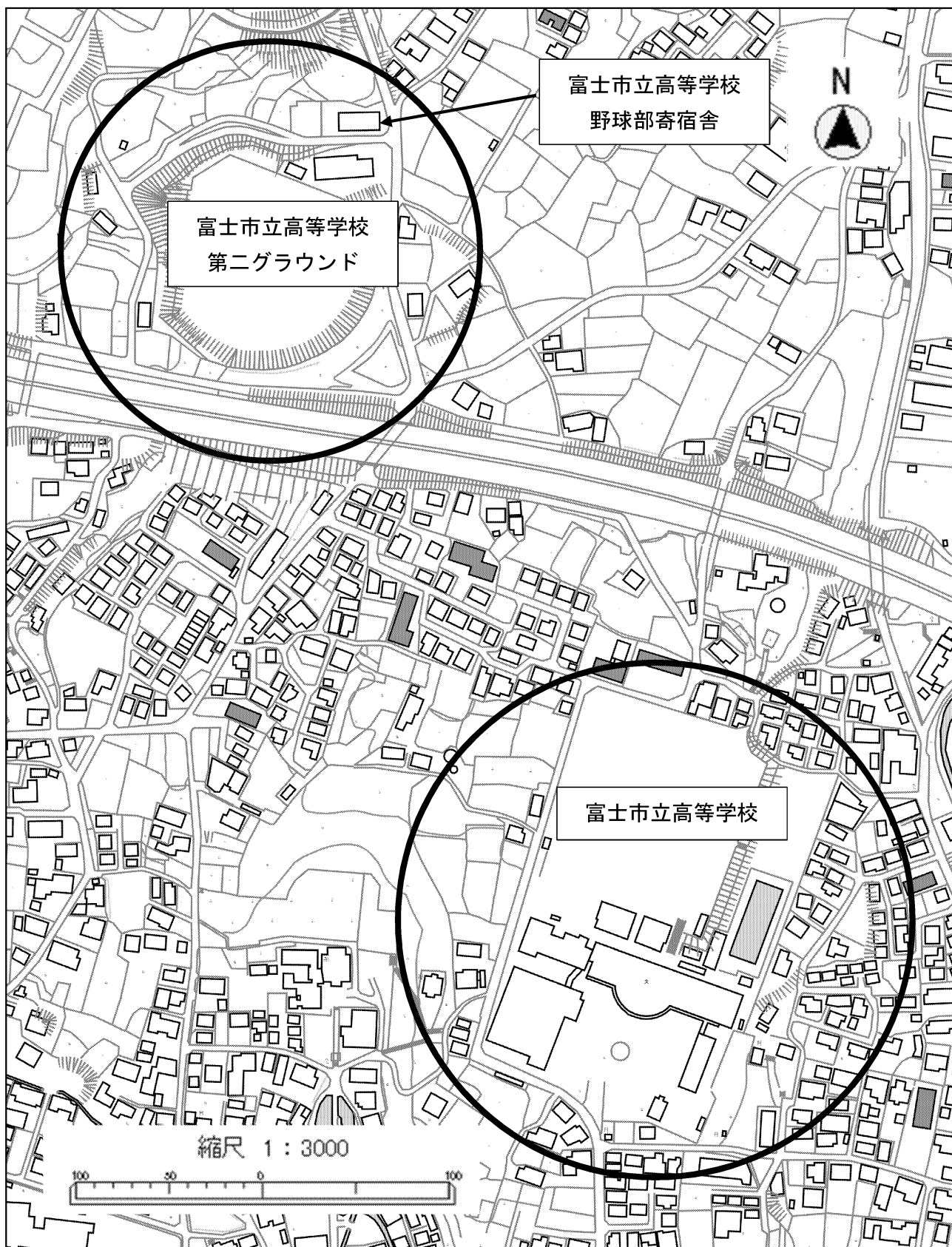
5 契約の方法

随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による。）



# 富士市立高等学校 E S C O 事業業務委託

## 位置図



議第91号

令和4年度富士市水道事業会計剰余金処分について

令和4年度富士市水道事業会計決算に伴う未処分利益剰余金を次のように処分することにつき、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により議決を求める。

令和5年9月11日提出

富士市長 小長井 義正

1 当年度未処分利益剰余金	908,453,572円
2 利益剰余金処分量	908,453,572円
(1) 組入資本金	591,487,182円
(2) 減債積立金	316,966,390円
3 翌年度繰越利益剰余金	0円

議第92号

令和4年度富士市公共下水道事業会計剰余金処分について

令和4年度富士市公共下水道事業会計決算に伴う未処分利益剰余金を次のように処分することにつき、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により議決を求める。

令和5年9月11日提出

富士市長 小長井 義正

1 当年度未処分利益剰余金	1,960,949,394円
2 利益剰余金処分量	1,960,949,394円
(1) 組入資本金	1,012,320,146円
(2) 減債積立金	948,629,248円
3 翌年度繰越利益剰余金	0円